

12月6日(金)午前10時～午後4時

障がい者への『強制不妊手術』

被害者電話相談

旧優生保護法とは、母体保護法の前身にあたる法律です。

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、遺伝性の精神疾患を有する(と認定された)方等に対し、強制不妊手術等が行われました。

全国で、強制不妊手術を受けさせられた被害者の訴訟も行われています。

平成31年4月には、被害者に対する一時金支給の法律も成立しました。

旧優生保護法の下で(昭和23年9月11日～平成8年9月25日)優生手術を受けた方は、一時金として320万円が支給される可能性があります。この制度を利用したい方、又は、利用できるか不安な方などからの電話相談を受け付けます。

どんな人が対象になるの？ どうやって申請したらよいの？ 診断書ってどうやってとららよいの？ などなど、ご本人、ご家族、ご友人の方など、どなたでもお気軽にご相談ください。

電話によるご相談

午前10時～午後4時

(※通話料がかかります。)

☎ 06-6362-3030

聴覚に障がいのある方などで電話での相談が困難な場合は、ファックスによるご相談もお受けします。

ファックス番号:06-6364-1252

※ 回答までには日数を要する場合があります。

※ お名前、回答先ファックス番号を明記して送信してください。

(できるだけ大阪弁護士会ホームページ掲載のファックス用相談フォームをご利用ください。)



主催 大阪弁護士会